

【(第11条・第13条関係) 説明会意見回答書】

作成日 2026年 2月 6日

太陽光発電施設の設置予定場所	長野県上田市仁古田112-1
----------------	----------------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
当該土地は農地や農振区域に該当しているのか。また、農振除外や転用の手続きはどのような状況か。	住民	当該土地は農振区域に該当しており、農振除外の許可を得たことで、今回の事業の計画が可能となりました。 太陽光発電設備として利用するために必要な手続きを行った上で計画を進めております。
当発電所は今後も事業者が所有し続けるのか。将来的に第三者へ売却される可能性はあるのか。	住民	当社としては、可能であれば自社で保有・管理したい意向はありますが、現時点では将来的な販売も視野に入れて事業を進めております。今回の発電所は低圧区分の小規模発電所であり、複数の発電所をまとめて販売するケースも想定されます。
仮に発電所が売却され、事業者が変更になった場合、説明会内容や自治会との協定書は引き継がれるのか。	住民	万が一、事業者が変更となる場合は自治会との協定書等について全て新たな事業者へ適切に引き継ぐこととなります。発電所を設置した後終わり ということはありません。
事業者が変更になった場合、住民や自治会への周知はどのように行われるのか。	住民	県の条例においても、事業者が変更になった場合は、新たに公表し、誰が管理を行うのかを明確にすることが求められています。そのため、事業者変更時には適切な形で周知を行うこととなります。

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
売却された場合、維持管理は誰が行うのか。また、何か問題が起きた場合の連絡先はどうなるのか。	住民	売却された場合には、新たな所有者または管理を行う事業者が発電所の維持管理を行うこととなります。トラブル等が発生した際には、管理事業者または自治会を通じて連絡をいただく体制となります。
工事車両はどこから出入りする予定か。道路への影響はないのか。	住民	工事車両については、道路から敷地へ傾斜を下って侵入する形を想定していきます。特別な道路工事等を行う予定はなく、既存の道路状況を踏まえて対応する予定です。
近隣に既に設置されている太陽光発電設備との位置関係はどうなるのか。	住民	近隣には既に別の事業者が設置した太陽光発電設備がありますが、それらと並ぶような配置になる想定です。周囲の状況を踏まえ、計画を進めております。
当該土地は、過去にどのように利用されていたのか。現在はどのような扱いになっているのか。	住民	過去には畑として利用されていた時期もあったと聞いています。現在は登記上は原野として登録されています。
工事はいつから始まる予定なのか。また、計画が遅れる可能性はあるのか。	住民	工事開始時期については、現時点で明確な時期は決まっていません。複数の発電所案件を同時に進めているため、目安としては2026年以降、場合によっては2027年以降になる可能性もあります。
今後、事業計画に変更が生じた場合、住民への説明や周知はどのように行われるのか。	住民	事業計画に変更が生じた場合には、県のHP等を通じて内容を公表するとともに、必要に応じて自治会や住民の皆様へ周知を行う予定です。



上田市長 土屋陽一 様

YANAGIDA株式会社  
代表取締役 小宮山純一

## 事業基本計画書に対する意見回答書

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第12条の規定により、次のとおり意見回答いたします。

施設の設置場所	上田市仁古田112-1
事業区域の面積	986㎡
施設の合計出力	49.5kW
意見課	税務課 環境政策課 建築指導課 都市計画課（公園緑化景観担当・調査計画担当）

税務課	1	1月1日時点で太陽光発電設備を所有されている場合は、同年1月中の償却資産（固定資産税）の申告が必要となりますので、所有以降は申告をお願いいたします。
	➡	承知しました。
環境政策課	1	周辺住民からの問い合わせ先を現場に掲載する等によって地元へ周知するとともに、万一苦情等が発生した場合には真摯に対応してください。また、工事中に連絡先の書かれた看板を取り外してしまうというケースがあったので、看板は工事中も撤去せずに設置してください。
	➡	承知しました。真摯に対応いたします。
	2	感電、破損等が起こらないように努めてください。また、事故や災害によりパネルが損壊した場合、周辺に被害が及ばないよう対処（感電、有害物質等への対策）を適正に行ってください。
	➡	承知しました。
	3	反射による光の影響等、近隣住民より苦情が発生した場合は真摯に対応してください。
➡	承知しました。真摯に対応いたします。	
建築指導課	1	太陽光パネルの架台の下を物入れ等として利用し、建築基準法第6条の建築物に該当する場合は、建築確認申請が必要となりますのでご注意ください。（高さ2mを超える擁壁も同様）
	➡	承知しました。
	2	東側：建築基準法第42条第1項第1号道路に該当します。 敷地と道路との間に下記のものがある場合は、建築確認申請の前に建築基準法第43条第2項各号の認定または許可が必要です。 (1) 認定外道路（赤線） (2) 幅1mを超える河川、水路
➡	下記に該当いたしません。	
都市計画課 公園緑化景観担当	1	事業計画にあたっては、上田市景観計画に定める景観形成基準を御確認ください。（田園地域区分）
	➡	承知しました。

都市計画課 調査計画担当	1	事業の実施にあたっては、地域住民をはじめとする関係者の理解が得られるよう努めてください。
	➡	承知しました。
	2	着工前に周辺の既設構造物（例：擁壁、道路クラック）等の調査を念入りに行い、写真等で記録のうえ保存するなど、事業完了後にトラブルにならないように努めてください。
	➡	承知しました。
	3	雨水排水処理を適切に行い、敷地外に雨水や土砂の流出が無いよう施設の維持管理を十分お願いします。工事中においても、雨水排水対策を講じ、防災に努めてください。
	➡	承知しました。
	4	工事中及び工事完了後に本開発行為に起因すると思われる苦情が発生した場合には真摯に対応をお願いします。
	➡	承知しました。真摯に対応いたします。